

「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」及び
「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」等に対するコメント

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

- ・ 企業会計基準公開草案第 45 号（企業会計基準第 12 号の改正案）「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」（以下「会計基準案」という。）（平成 22 年 12 月 22 日公表）
- ・ 企業会計基準公開草案第 46 号（企業会計基準第 20 号の改正案）「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準（案）」（平成 22 年 12 月 22 日公表）
- ・ 企業会計基準適用指針公開草案第 41 号（企業会計基準適用指針第 4 号の改正案）「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針（案）」（平成 22 年 12 月 22 日公表）
- ・ 企業会計基準適用指針公開草案第 42 号（企業会計基準適用指針第 14 号の改正案）「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」（以下「適用指針案」という。）（平成 22 年 12 月 22 日公表）
- ・ 企業会計基準適用指針公開草案第 43 号（企業会計基準適用指針第 15 号の改正案）「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針（案）」（平成 22 年 12 月 22 日公表）
- ・ 企業会計基準適用指針公開草案第 44 号（企業会計基準適用指針第 16 号の改正案）「リース取引に関する会計基準の適用指針（案）」（平成 22 年 12 月 22 日公表）
- ・ 企業会計基準適用指針公開草案第 45 号（企業会計基準適用指針第 19 号の改正案）「金融商品の時価等の開示に関する適用指針（案）」（平成 22 年 12 月 22 日公表）
- ・ 企業会計基準適用指針公開草案第 46 号（企業会計基準適用指針第 21 号の改正案）「資産除去債務に関する会計基準の適用指針（案）」（平成 22 年 12 月 22 日公表）

2. コメント募集期間

平成 22 年 12 月 22 日～平成 23 年 1 月 25 日

3. 公開草案を踏まえた公表物の名称及び公表時期

改正企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」（以下「会計基準第 12 号」という。）、改正企業会計基準第 20 号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」、改正企業会計基準適用指針第 4 号「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」、改正企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下「適用指針第 14 号」という。）、改正企業会計基準適用指針第 15 号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」、改正企業会計基準適用指針第 16 号「リース取引に関する会計基準の適用指針」、改正企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」及び改正企業会計基準適用指針第 21 号「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（平成 23 年 3 月 25 日公表）

4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団体名
CL01	田中正樹
CL02	日本公認会計士協会
CL03	(公益社団法人) 日本証券アナリスト協会
CL04	全国銀行協会
CL05	東海ゴム工業株式会社
CL06	(社団法人) 日本貿易会 経理委員会
CL07	電気事業連合会
CL08	有限責任監査法人トーマツ 有志一同
CL09	新日本有限監査法人 品質管理本部
CL10	(社団法人) 日本経済団体連合会 経済基盤本部
CL11	吉井一洋
CL12	あらた監査法人 アカウンティング・サポート部
CL13	有限責任あずさ監査法人 監査実務従事者グループ

5. 主なコメントの概要とそれらに対する対応案

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会のそれらに対する対応です。

「コメントの概要」には主なものに記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っています。

また、以下の「コメントの概要」には、文章表現に関するものについては、記載していません。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
総論		
1) 本公開草案の方向性に賛成	<p>現行の四半期報告制度が諸外国の中間財務報告等と比較して開示範囲が広いこと、四半期報告制度の本来的目的は適時開示であること等を考慮して四半期報告の簡素化を図る改正であり、財務諸表作成者における作業負担の軽減が見込まれることから、本草案を支持する。</p> <p>我が国の四半期報告制度はその前身である半期報告制度をベースとして制度化された経緯を背景に、各国制度と比較して過剰であったところ、今般、作成者サイドの実務負担に最大限配慮いただいた上で、四半期報告の大幅簡素化を実現する内容の改正案を策定いただいたことに、まずは感謝申し上げます。今般の簡素化の趣旨を踏まえ、是非改正案の方向性に沿って最終化いただきたい。</p>	本公開草案の方向性を支持する意見である。
2) 今改正の経緯と本公開草案の方向性に反対	今回の簡素化の方針が、金融審議会などの場において、財務諸表の作成者だけでなく、財務諸表の利用者も交えた議論を行うことなく決定されたこと、そのため、ASBJでの議論が簡素化を所与のものとして、専門委員会を開催することなく、短期間で行われざるを得なかったことは非常に残念である。	<p>本公開草案は、平成22年6月に閣議決定された新成長戦略において「四半期報告の大幅な簡素化」が盛り込まれ、基準諮問会議からの提言を受け、検討を開始したものである。</p> <p>また、当委員会への財務諸表利用者、財務諸表作成者、監査人及び学識経験者の参考人招致やアナリスト、企業及び監査人への個別ヒアリング等により、</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		市場関係者からの意見聴取を行い、それらの意見を踏まえた検討を経て本公開草案の公表に至ったものである。
開示の省略及び任意による開示に係る取扱いに関する全般的事項		
3) 年度内における首尾一貫性及び年度間での継続性	<p>四半期キャッシュ・フロー計算書の省略可能規定（会計基準案第 5-2 項及び同第 6-2 項）及び四半期会計期間の開示可能規定（同第 7-2 項）の適用については、比較可能性の観点から、同一年度内で首尾一貫性が保持されるべきことを各々の項又は結論の背景として明記することが必要である。</p> <p>また、開示の継続性の観点から、当該四半期キャッシュ・フロー計算書の省略可能規定及び四半期会計期間の開示可能規定の適用について、当期において変更した場合の取扱いを明らかにすべきである。</p> <p>任意開示にかかる方針については、継続性を求め、みだりに変更はできないことを明記すべきであると考えらる。</p> <p>基本決算書を開示あるいは非開示とする選択を採った場合の開示の継続性の考え方につき、確認させていただきたい。</p>	<p>四半期キャッシュ・フロー計算書の開示の省略（第 1・第 3 四半期）は、年度内においては首尾一貫性が求められることを明確にするため、第 1 四半期より行うことを明記することとした。ただし、第 3 四半期の四半期キャッシュ・フロー計算書については、大規模な企業結合などにより、開示を行うことが実務上困難となり、年度内における首尾一貫性を維持できないことも想定されるが、その場合には、その旨及びその理由を記載することも明記することとした。</p> <p>また四半期会計期間（3 か月）の四半期損益計算書の任意開示についても、年度内においては</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>首尾一貫性が求められることを明確にするため、第1四半期より行うことを明記することとした。</p> <p>なお、四半期キャッシュ・フロー計算書の開示の省略（第1・第3四半期）及び四半期会計期間（3か月）の四半期損益計算書の任意開示に係る年度間の継続性については、今回の改正の趣旨を踏まえて、会計基準において継続性を求める規定を設けないこととしたが、財務諸表作成者は自社のディスクロージャー・ポリシーに基づいて対応することが考えられる。</p>
4) 本改正基準等の適用と表示方法の変更	<p>本改正四半期会計基準は、表示方法の変更に該当する旨を明示することが適当である。</p> <p>本改正四半期会計基準と同時に適用される平成22年改正四半期会計基準の適用初年度は、企業会計基準第24号第24項に準じた事項を記載することとされている（会計基準案第28-8項）。一方、本改正四半期会計基準では、このような取扱いが定められていないことから、表示方法の変更に該当し、原則として、新たな表示方法に従い表示する過去の四半期財務諸表の組替えを行うことが必要と解される。</p>	<p>改正後の会計基準第12号の中で、開示の省略及び任意の開示を行った場合の比較情報の取扱いを明記することとした。</p> <p>具体的には、前年度における対応する四半期において開示を行わず、当年度の四半期より開示を行う場合、比較情報（前年度における対応する期間）の開</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>来年度第1四半期から簡素化が適用されることとなるが、前年度の対応する四半期の表示をどのように取り扱うべきかにつき、明確化していただきたい。</p>	<p>示は要しないことを明記することとした。</p> <p>前年度における対応する四半期において開示を行い、当年度の四半期より開示を行わない場合、前年度における対応する四半期の情報は比較情報の性格を有さないことから、当年度の四半期において開示を行わないことが考えられる。</p>
<h3>個別の開示事項に関する事項</h3>		
<h4>四半期会計期間に係る損益計算書等の任意開示</h4>		
<p>5) 方向性に賛成</p>	<p>当該期間（3か月）表示への統一の提案が受け入れられなかったのは非常に残念である。ただし、累計期間表示に一本化された場合は3か月情報の任意開示を可能にすると共に、『企業内容等の開示に関する内閣府令』の改正案で、1株当たり利益について3か月数値の開示が必須とされた点は、我々の主張に応えたものと考えられる。</p>	<p>本公開草案の方向性に一定の理解を示す意見である。</p>
<p>6) 方向性に反対</p>	<p>第3Qまでの累計損益情報が仮に当該事業を廃止した後のベースであった場合、第3Qまでの累計損益から、第2Qまでの累計損益（当該事業廃止前のベース）を控除しても、第3Qの正しい損益は把握できない。</p>	<p>我が国においては廃止事業（非継続事業）の開示は求められていないので、現状、コメントで指摘される状況は生じていないと考えられる。</p>
<p>7) 関連注記との対応</p>	<p>財務諸表本表において四半期会計期間に係る損益計算書を開示した場合、当該期間に係る注記事項の開示を行うべきである。注記を記載していない財務諸表では、一体としての財務諸表を形成しないと考えられる。</p>	<p>四半期会計期間（3か月）の情報は、財務諸表本表が年度内における首尾一貫性を確保した上</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>監査人によるレビュー報告書の適正性に関する結論について、同じ計算書を対象としていても、注記の記載の有無によりその意味するところが異なるという結果が生じかねない。</p> <p>四半期会計期間に関する注記事項及びセグメント情報等の開示対象期間の記載（会計基準案第 55-2 項、第 58-3 項、適用指針案第 50 項）については、結論の背景や適用指針ではなく、会計基準本文（会計基準案第 7 項）に記載すべきと考える。</p> <p>四半期会計期間に関する注記事項等を任意開示する場合、継続開示が必要か否かについて明確化すべきと考える。比較可能性の観点からは、これらの開示の有無は首尾一貫していることが必要と考えられる。</p>	<p>での任意開示としたことを踏まえて、関連する注記事項も同様に取り扱うことが考えられる旨を会計基準第 12 号の「結論の背景」にて示すこととした。なお、年度間の継続性についても、財務諸表本表と同様に取り扱うことが考えられる。</p>
四半期キャッシュ・フロー計算書の開示省略		
8) 方向性に賛成	<p>本表であるキャッシュ・フロー計算書の省略を認めたことは、非常に残念である。ただし、四半期キャッシュ・フロー計算書を省略する場合、利用者が自らキャッシュ・フロー計算書を作成する際に必要な設備投資、減価償却費などの情報の注記を入れるとされた点は、我々の主張に応えたものと考えられる。</p>	<p>本公開草案の方向性に一定の理解を示す意見である。</p>
9) 方向性に反対	<p>部分的にキャッシュ・フロー計算書の数値を開示するのであれば、結果的に全体としてのキャッシュ・フロー計算書を開示せずとも実務的に作成せざるをえず、作業に要する時間の短縮は図られず意味をなさないのではと感じる。</p> <p>キャッシュ・フロー計算書は、第 1Q、第 3Q においても作成の継続が望まれるところである。キャッシュ・フロー計算書を廃止するのであれば、減価償却費やのれんの償却に限定することなく、主要な非資金項目を注記で開示していただきたい。</p>	<p>財務諸表作成者の負担の軽減を図りつつ、財務諸表利用者がキャッシュ・フローの状況を把握するのに資する情報として、利用者から寄せられた意見も踏まえて、減価償却費及びのれんの償却額を開示することとした。</p>
10) 減価償却費及びのれんの償却額の注記	<p>減価償却費及びのれん償却額以外にも推計困難な重要な非資金損益項目がある場合、それらの開示を妨げない旨を明記すべきである。</p> <p>間接法による営業キャッシュ・フローを推測できるだけの情報を財務諸表利用者に提供するため、減価償却費の額等の注記を求めているという趣旨を結論の背景で明示すべきと考える。</p>	<p>同上</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>のれんの償却額の注記が求められる理由について、結論の背景において明確化することで、注記対象を明確に判断できるようにするべきと考える。平成20年12月改正の企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」適用前に生じた負ののれんに係る償却額や、負ののれん発生益についても、注記対象を含むことも考えられるが、明確には判断できないため。</p> <p>四半期キャッシュ・フロー計算書を省略した場合に注記を求められる「減価償却費」および「のれんの償却額」の定義を確認させていただきたい。</p>	<p>「減価償却費」は「有形固定資産及びのれんを除く無形固定資産に係る償却費」であること、「のれんの償却額」は平成20年改正企業結合会計基準の適用前に実施された企業結合に係る負ののれんの償却額を含むことを明確化することとした。</p>
11) キャッシュ・フローの状況に関する取扱い	<p>第1四半期及び第3四半期において四半期キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合は、重要性の判断等において「キャッシュ・フローの状況」を考慮する必要がないことを明確にすべきであると考え（会計基準案第9項、第17項、第19項(21)、第20項、第23項及び第25項(20)）。</p>	<p>重要性等の判断にあたって、「キャッシュ・フローの状況」は引き続き考慮する必要があると考えられる。</p>
注記事項の簡素化		
12) 方向性に賛成	<p>貸借対照表や損益計算書の内容をより深く理解するのに不可欠な注記項目の多くは、削除されずに開示が継続されている。また、会計基準案等で示されている記載内容の変更は、我々の要望に沿ったものとして評価している。</p>	<p>本公開草案の方向性を支持する意見である。</p>
13) 方向性に反対	<p>「簡便的な会計処理」、「販管費・一般管理費」、「法人税等」、「1株当たり純資産」、「四半期会計期間に係る潜在株式調整後1株当たり純利益」、「担保資産注記等」、「追加情報」、「ストック・オプション」、「金融商品・有価証券・デリバティブ取引」、「賃貸等不動産」、「資産除去債務」及び「開示対象特別目的会社」は従前の開示を継続すべきである。</p>	<p>財務諸表利用者を含む市場関係者からの意見聴取を行い、作成負担と開示ニーズを比較考量した上で、簡素化を図ることとしたものである。</p>
14) 表示方法の変更	<p>表示方法の変更に関する注記は、重要性の乏しい場合を除き、削除すべきではないと考える。</p> <p>企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の適用により、例えば、営業損益、経常損益といった財務指標が修正される場合においては、表示方法をどのように変更したのかの説明及びその理由について開示することが必要と考えられるためである。</p>	<p>企業会計基準第24号の適用により、前年同四半期の情報は、当四半期の財務諸表において当四半期と同じ表示方法に従って</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		開示されることにより、当四半期との比較可能性が担保されるため、従前の表示方法から変更した旨及びその内容については、開示ニーズと作成負担を勘案し、開示を求めないこととした。
15) セグメント情報	<p>会計方針の変更が第2四半期以降で行われる場合の取扱いと同様に、報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益(又は損失)の測定方法に重要な変更があった場合の取扱いを追加することが必要である。仮に当該取扱いを追加した場合には、会計基準案第19項(7)⑥及び同第25項(5-2)の取扱いは、実務上困難な場合で遡及されないときの極めて限られた取扱いである旨を明らかにすべきである。</p> <p>会計基準案第7-2項を適用する場合には、四半期会計期間のセグメント情報等の開示は任意であると理解しているが、現状の会計基準案第58-3項の記載では、セグメントの開示が求められているようにも読めるため、最終基準化にあたっては、表現を明瞭にしていきたいと考える。</p>	<p>報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益(又は損失)の測定方法に重要な変更があった場合の取扱いについては、適用指針第14号第40項及び同第106項で記載されているとおりである。</p> <p>会計基準第12号第58-3項の記載のとおり任意開示である。</p>
16) 金融商品 (有価証券及びデリバティブ取引を含む。)	<p>有価証券・デリバティブの時価等の注記は実務負担が大きいため、当該注記を記載することは、今回の四半期の簡素化の趣旨と整合的でないと考える。</p> <p>時価と簿価の差額に重要性がない場合の当該注記情報の重要性は高くないため、「時価及び四半期貸借対照表額との差額が重要でない場合は、注記を省略することができる。」といった規定を追加すべきである。</p>	財務諸表利用者の開示ニーズと財務諸表作成者の作成負担を考慮し、金融商品の時価情報、有価証券及びデリバティブ取引に関する注記の開示は、総資産の大部分を金融資産が占め、かつ総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>める企業集団以外の企業集団は、第1四半期及び第3四半期において注記の省略を行うことができることとした。</p> <p>また、金融商品の時価情報は、重要性が乏しい場合の開示の省略の可否について、前年度末における時価と貸借対照表計上額との差額と四半期会計期間末における時価と四半期貸借対照表計上額との差額の双方の重要性も加味しての判断を行うことが考えられることを、適用指針第14号の「結論の背景」で示すこととした。</p>
17) デリバティブ取引	<p>開示対象とされているデリバティブ取引にヘッジ会計が適用されているものを含めることを検討すべきである。開示レベルが年度と四半期で異なることは、作成者にとって実務上かえって煩雑であり、また、利用者を誤導するおそれがあると考えられるためである。</p>	<p>財務諸表作成者は、注記事項作成のためのデータ集計は、四半期段階では不適用分のみについて行っていると考えられるため、適用分も開示対象に加えれば、実務負担が増加するとも考えられることから、財務諸表作成者の作成負担と財務諸表利用者の開示ニーズを勘案して、従来どおりとした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
18) 偶発債務	本草案においても改正が予定されていないが、総額だけの注記に留める等、他の項目と同様に簡素化の措置を検討頂きたい。	財務諸表利用者の開示ニーズを踏まえて、従来どおりとした。
19) 関連する会計基準等での注記事項の見直し	企業会計基準適用指針公開草案第 45 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」の第 41 項において「本適用指針第 40 項（平成 XX 年改正により削除）で参照している（中略）。」とされているが、第 40 項が削除されていることについて括弧書きで記載はされているものの、第 40 項自体が削除されていることに伴い、意味するところが不明確となっていると思われる。したがって、当該項目については削除すべきではないと考える（企業会計基準公開草案第 46 号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」第 32 項についても同様）。	関連する会計基準及び適用指針の「結論の背景」に、会計基準第12号の平成23年改正に規定又は文言の削除等であることを記載した。
20) 「企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項」の取扱い	適用指針案第 80 項の改正は、簡素化の一環として取り扱われたものとは理解されるが、しかしながら、同項においては、「監査委員会報告第 77 号の例示等を参考に、個々の企業集団又は企業の実態に即して判断することが適切」と記載されていることから、当該改正により、直ちに簡素化が図られたということには必ずしもならないように思われるため、「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項」（会計基準案第 19 項（21）、第 25 項（20））として求められる注記が、これまで以上に重要性をもつものと考えられる。最終基準化にあたっては、結論の背景等に考え方を追加して記載いただきたい。	「結論の背景」（適用指針第 14 号第 114 項）に記載のとおり、監査委員会報告第 77 号「追加情報の注記について」の直接の準用は行わないものの、同 77 号の例示等を参考に実態に即して判断することを想定している。
21) 子会社の決算日の変更	適用指針案第 80 項（2）では、「子会社の決算日に変更があり、かつ四半期損益に重要な影響を及ぼす場合に変更があった旨及びその内容」とあるが、この四半期損益とは、四半期純利益のみならず、その他包括利益も含むという意味であるのか。	「その他の包括利益」を含むことを想定していない。
その他		
22) 四半期会	3 か月に区分した期間を示さない場合には、「四半期」又は「第 X 四半期」という表現に改め、「四半	表現の見直しを行った。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
計期間の意味の明確化	期会計期間」を3か月に区分した期間の意味で用いるよう統一を図ることが必要と考える（会計基準案第5-2項、第6-2項、第19項(20)(20-2)、第25項(19)(19-2)）。	
23) 年度における四半期財務情報に係る開示	各四半期別の企業業績の要約開示については累計期間を基本とすることに合わせた対応が必要とされているが、当該年度における四半期財務情報に係る開示においては累計期間ではなく、各四半期会計期間で記載することが必要である。	開示制度にかかるものである。会計基準第12号の改正に合わせて所要の改正が行われている。
24) 開示項目の更なる簡素化	任意開示や重要性に応じて開示が求められる事項は、開示に該当するか否かの判断等に時間を要する。また、投資判断に重要な影響を与えるものについては臨時報告書（または東証の適時開示）で開示されることから、四半期報告書においては、任意開示や明確な判断基準のない開示項目を廃止することを検討願いたい。	今回の改正は、財務諸表作成者の作成負担と財務諸表利用者の開示ニーズを勘案して行ったものである。
25) 四半期開示制度全体の見直し	<p>決算短信と四半期報告書は重複している部分が多く、四半期報告書のあり方について議論の上、決算短信との一体化も含め抜本的に見直すことを検討願いたい。</p> <p>今回の改正は、四半期開示制度導入して2年が経過したことによる適用状況のレビューという視点も含まれているが、中長期的には四半期開示制度そのもののあり方も含め、欧州等との比較の観点を踏まえつつ、改めて見直しを行うことが必要であると考えられる。</p> <p>将来我が国がIFRSを導入した場合、IAS第34号「中間財務報告」の適用に伴い、再び四半期報告の実務負担が増加する可能性が指摘されるため、今後、日本におけるIFRS強制適用の判断に際しては、欧州の制度も参考に、改めて四半期報告制度のあり方の議論が必要と考える。</p>	四半期報告制度全般に関わる事項である。

以上